

ICT 機器を活用した勤務環境改善の推進に向けたモデル医療機関調査支援事業 実施要綱

1. 目的

医師の働き方改革を推進するに当たって、労働時間の短縮等の医療機関における勤務環境改善のための取組を推進するためには、ICT 機器を活用した業務効率化の取組が重要である。

また、ICT 機器を活用するに当たっては、システム間の連携や、円滑な業務移行のための院内調整及び相当の準備期間が必要となることから、関連機器等のパッケージでの導入を支援するとともに、円滑な導入プロセスの実施等のための助言と、プロセス分析を通じた好事例収集及び普及展開を行うことで、こうした取組の推進に繋がると考えられる。

このため、本事業により、ICT 機器を活用した勤務環境改善の推進に向けたモデル医療機関を選定し、関連機器等をパッケージで導入する際の経費等を支援するとともに、その導入プロセスや導入効果等について調査分析を行い、好事例としてとりまとめて普及展開することで、ICT 機器を活用した勤務環境改善のための取組の更なる推進を図る。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「ICT 機器を活用した勤務環境改善の推進に向けたモデル医療機関調査支援事業実施医療機関 公募要領」により採択された医療機関とする。

3. 事業内容

(1) 実施体制の整備

医療機関において、策定された「ICT 機器を活用した勤務環境改善の推進に向けたモデル医療機関調査支援事業企画書（以下「企画書」という。）」の計画に即した取組の実施や、計画を遂行するために必要な実施体制を整備すること。具体的には、全体の責任者、診療部門の責任者、運用に携わる医師を含む医療従事者、事務部門等が参画した院内の事業の実施体制を整備すること。

(2) ICT 機器導入の取組

自院における労働時間等の労務管理の状況を把握した上で、パッケージで導入する ICT 機器をどのように活用するのか（特に重点的に取り組む診療分野や業務等の抽出、対応策の検討等）、企画書において策定された取組を実施すること。

なお、取組の実施に当たっては、医師労働時間短縮計画（以下「時短計画」という。）を作成されている場合は、企画書に記載した ICT 機器導入に伴う勤務環境改善の導入効果の取組目標を時短計画に反映のうえ、時短計画の大幅な

修正等が発生した場合には都道府県に事前に相談の上で時短計画の再提出も含めた対応を検討し、実施すること。なお、それ以外の場合には「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン（令和6年11月版）」に基づき、毎年の時短計画全体の見直しの中で対応すること。

（3）厚生労働省委託事業への協力

医療機関においては、（2）の取組を実施するとともに、取組の進捗状況及び実施効果等について、企画書において策定した導入効果を測定する具体的な目標値や勤務環境の改善状況等に関して、ICT機器導入後の事後調査（ヒアリングや効果測定ファイルによる調査等を想定）を厚生労働省が委託する事業者から行われた場合には調査回答の協力をすること。

また、本事業を実施する医療機関においては、ICT機器導入前後で自院の業務に支障をきたすことなく、当該ICT機器を活用すべき職員が適切に当該ICT機器を活用するため、厚生労働省が委託する事業者による支援（ICT機器導入までの進捗管理支援やICT機器導入後のフォローアップ等）について、積極的に理解を深め、支援終了後も持続的に自院における勤務環境の改善に向けた取組を推進するとともに、地域医療全体の省力化に貢献するよう努めること。

4. 経費の負担

事業の実施主体が、本要綱に基づいて実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

5. その他

- （1） 厚生労働省医政局医事課は、必要に応じ上記3. に規定する事業に係る情報の提供を求めることができるものとする。
- （2） 制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的を達成することが困難であると認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。
- （3） その他、本事業の実施にあたり必要な事項については、別に定めることがある。